

寒川町訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

寒川町職員被服貸与規程(昭和 44 年寒川町訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「被貸与者が属する課等の長及び出先機関の長(以下「所属長」という。)」を「総務課長」に改める。

第 11 条及び第 12 条中「所属長」を「総務課長」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第12条関係）

職員番号	氏 名		貸与年月日	貸与(返納) 年月日	貸与(返納) 年月日	貸与(返納) 年月日	貸与(返納) 年月日
貸与品	1	作業着（冬）上					
	2	作業着（冬）下					
	3	作業着（夏）上					
	4	作業着（夏）下					
	5	防寒着					
	6	長靴					
	7	安全靴					
	8	安全帽					
	9	帽子					
	10	雨衣					

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。